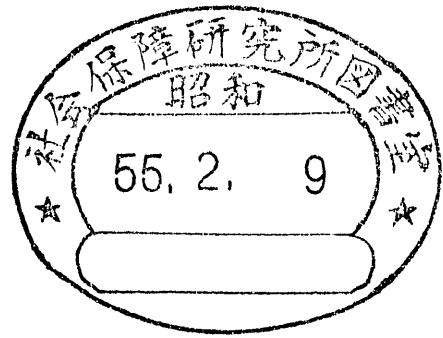




## 普 遍 主 義 と 職 業 主 義

馬 場 啓之助

この号は社会保障研究所の創立15周年を記念して「福祉政策の回顧と展望」を主題として研究所の研究員のほぼ全員の論稿を集めて編集してみた。この主題はもちろん、研究所の基調テーマ「日本的社会保障の発展向上についての基本的要件に関する研究」と深く関連している。この場所を借りて日本の社会保障の歩みに関連して感想を述べさせていただきたい。

わが国の社会保障制度の展開にとってその理念を示したものに、社会保障制度審議会が昭和25年10月に発表した「社会保障制度に関する勧告」がある。この勧告は新憲法第25条に依拠して社会保障は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しなくてはならないと言った理念を語ったうえで、「社会保障の責任は国家にある」と宣言し、この制度は「すべての国民を対象とし、公平と機会均等を原則としなければならない」と指摘し、国民に対しては国が責任をとる以上「社会連帯の精神にたってそれぞれの能力に応じてこの制度の維持と運用に必要な社会的義務を果たさなければならない」と呼び掛けている。これは普遍主義を原則とし全国民を蔽う総合的体系的な制度を作らなくてはならないとしたもので、原則論としては何人も反対しえない大文字を示したものである。

これを戦前の社会保障と比較してみる。大正11年制定の健康保険法ならびにこの系列に属する昭和17年の労働者年金法と昭和19年の厚生年金法はいずれも、職業主義に立脚していて、社会保険の強制適用を労働者のすべてにまで及ぼしていないし、一部に適用から洩れるものを残している。職業主義は特殊主義に連なっている。これを普遍主義に改め、国民皆保険皆年金に向って拡充していくことはたしかに社会保障にとっては当然なされて然るべき改革であった。しかしながら職業主義と普遍主義の絡み合いの関係はその後の社会保障の歩みに影を落してその行路を苦難に満ちたものにしていった。

国民皆保険皆年金が制度の形のういで一応実現すると間もなく昭和37年8月には、社会保障制度審議会は「社会保障制度の総合調整に関する基本方針についての答申」を提出して、皆保険皆年金とは言っても、制度の内実にはいくつかの保険集団の分立があり、総合的体系的な統一を欠き、集団間にはいくたの格差があって、総合調整の必要を大きくしていることに注意を喚起した。しかも格差が大きいことは社会保障の保険集団間に職業主義が働いていることと無縁ではない。集団が対象人員の少ない小集団にかたまっているほうが国庫負担を獲得するのに適しているとか、また大きな集団ほど国庫負担の獲

得に都合が悪いとか、さらに最低限度の生活の保障と言った社会保障本来の要請と並んで労務管理的要求が介在して、保険給付に最低保障のほかに所得比例の要素が混在していった、集団間の格差を広げるとか、経済社会における職業主義に由来する競争意識が社会保障の保険集団間にも働いていることが総合調整の実施を困難にしている。

この総合調整問題のあと、昭和40年代にはいつて国民医療の抜本改正問題が提起されるが、この問題は10年余を費やしても問題解決は困難な状態を脱していない。これはひとつには抜本改正の要請を普遍主義の理念に沿って深められていく反面、職業主義の要求が小集団主義の主張と結び付いて社会連帯の精神の発揚を制約していることと無縁ではないように思えてならない。